

ソフトウェア使用許諾契約書

弊社製ソフトウェアをよりよく理解してご使用頂く為に、ソフトウェアのインストール時に表示される使用許諾書をご注文時に開示させて頂く取り組みを行っております。以下の内容をご理解いただきご署名ご捺印の上、ご注文書に添えて弊社までご返送いただきますようお願い申し上げます。

弊社 ソフトウェア エンドユーザ ライセンス

- 1 全ての弊社製ソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます）をご使用される前に、本ソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」といいます）をよくご理解頂くとともに、当該ソフトウェアをご使用になることで、本契約の各条項の拘束を受けることに同意されたこととなります。

なお、本契約の各条項に同意されない場合は、当該ソフトウェアをご使用にならないで下さい。

- 2 当該ソフトウェア エンドユーザ ライセンス契約（「EULA」）は、上記に示した弊社ソフトウェア製品に関して、エンドユーザー様と開発会社および販売会社との間で締結された法的契約書です。本製品にはコンピュータ ソフトウェアが含まれ、それに付属する媒体・印刷された資料・「オンライン」または電子的な書類（以下「ソフトウェア製品」と呼ぶ）が含まれます。ユーザは本ソフトウェア製品をインストール・コピー・またその他の操作をすることによって、本 EULA の条件に拘束される事に合意したものと見なされます。

また、本 EULA の条件に合意しない場合には、当該ソフトウェア製品を決してインストールしないで下さい。

ソフトウェア製品ライセンス契約および使用許諾契約

本ソフトウェア製品は、著作権ならびに国際著作権条約、およびその他の知的所有権法や条約により保護されています。本ソフトウェアは販売されるものではなく、ライセンスを付与されるものです。

1) ライセンスの付与。本 EULA は、コンピュータ ソフトウェアのエンドユーザに対して以下の権利を付与します。

- ・本ソフトウェア製品はユーザ自身が使用する事ができます。
- ・ユーザは本ソフトウェア製品を購入ライセンス数のみ、同じ台数のコンピュータにインストールし、使用する事ができます。

2) その他の権利と制限に関する記述。

- ・ソフトウェア製品は 1 つの製品としてライセンス構成されます。その構成部品は複数のコンピュータで使用するために分離する事はできません。
- ・貸与。本ソフトウェア製品を第三者に貸与したり、リースする事はできません。
- ・弊社ソフトウェアの使用権利譲渡は一切行う事ができません。
- ・サポートサービス。この製品を他のハードウェア製品等と「セット販売」されたものの一部として受け取った場合、エンドユーザは最初の段階のサポートについて販売会社に連絡する事が必要です。それを行わない場合、開発会社は本ソフトウェア製品に関連する FAX およびオンラインでのサポート・サービス（「サポートサービス」）のみ提供する事ができます。サポートサービスの一部として開発会社に提供された技術的な情報に関して、開発会社は当該情報を製品のアップデートと開発を含む業務上の目的で使用する事ができるものとします。

3) 著作権および商標。

- ・本ソフトウェアに存在する、あるいはその付属品・印刷資料・及び本ソフトウェアの全てのコピーに関連した全てのタイトル・商標・著作権は開発会社またはその関連会社が所有しています。
- ・本ソフトウェアは著作権及び商標に関する法律と国際条約規定により保護されています。本ソフトウェア製品はアーカイブの目的のために著作権が与えられたその他のものと同様に取り扱わなければならない、本ソフトウェアに付属する印刷資料をコピーする事はできません。
- ・本ソフトウェア製品の全ての開発会社の著作権または商標を削除・修正・変更する事はできません。セットアップ ウィザードのダイアログまたは「バージョン情報」ボックスに含まれている通告、実行時リソースおよびウェブで定義またはウェブで入手可能な通告、コードまたは本ソフトウェア製品により元来含まれているまたは動的、その他の方法で作成されたその他の具体的な事物において、現在では物理的およびまたは電子的媒体または資料などの通告を含みませんがそれだけに限定されるものではありません。

4) 制限付き保証

- ・ 制限付き保障

- (a) 開発会社は、本ソフトウェア製品をユーザが受領した日付より 30 日間、付属する開発会社の資料に従ってほぼ動作する事を保証します。

- (b) 開発会社は、提供するサポート サービスが開発会社が提供する当該資料に記載されたものとほぼ同等である事を保証します。

- (c) 開発会社は、サポート エンジニアが本ソフトウェア製品に関連するすべての問題を解決するために業務上正当な努力を行う事を保証します。

- ・ 顧客の救済策。開発会社と販売会社は以下のいずれかによってその責任を完全に遂行し、ユーザも排他的にその救済策を受けることとなります。ただし、その選択は開発会社が任意に行うものとします。

- (a) 本ソフトウェア製品に対して支払われた対価を返金する（初期導入費用を超えるものではない）。

- (b) 開発会社の制限付き保証を満たさないソフトウェア製品の部品を修理または交換する。その際の承認に購入時の領収書のコピーとともに販売会社もしくは開発会社に返送する。この制限付き保証は、当該障害が本製品が事故・乱用・間違った適用の結果生じた場合には無効になります。本ソフトウェア製品の交換は元の保証期間の残存期間または 30 日間のいずれか長い期間について保証されます。

- ・ 他の保証は管轄法が許可する最大の範囲まで行われず、開発会社及び販売会社は他の全ての明示的、暗黙のいかなる保証及び条件も行わない事を明言します。これには、本ソフトウェア製品に関連した商用性の暗黙の保証・特定の目的に対する適合性・タイトル・違反がない事の保証、また、サポート サービスの規定またはそれを提供できない事にとどまりません。この制限付き保証はユーザに特定の法的な権利を与えます。

5) 責任の有限性。管轄法により許可される最大の範囲において、開発会社も販売会社も、本ソフトウェア製品の使用または使用不可能な状態、またはサポート サービスを提供するための規定または障害に起因する特別な・偶発的な・あるいは結果的な損害に責任を負いません（これには、業務上の利益の損失・業務の中断・業務情報の喪失・その他の金銭上の損失を含みますが、それにとどまりません）。これは開発会社及び販売会社が当該損失の可能性の通知を受けている場合でもその限りではありません。いかなる場合においても、本 EULA の規定に基づく開発会社及び販売会社の責任範囲は本ソフトウェア製品に対してユーザが実際に支払った金銭に制限されます。しかしながら、開発会社及び販売会社のサポート サービス契約を締結している場合には、開発会社及び販売

会社のサポートサービスに関連した責任範囲はその契約に準じるものとします。

以上の内容を同意した事を確認の為、本契約書を3通作成しそれぞれが保管するものとします。

契約年月日： 西暦 年 月 日

ユーザー様： 印

開発会社： バルバローグ株式会社 印
代表取締役社長 松本 博幸
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3丁目 32-23
青木ビル西館 4階

販売会社： **office EY** 印
代表 濱田 友司
〒157-0065 東京都世田谷区上祖師谷5丁目13-19
ジュネス上祖師谷205